

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成28年10月26日（平成28年（行情）諮問第653号）

答申日：平成29年3月1日（平成28年度（行情）答申第767号）

事件名：特定日に宮沢喜一首相が衆議院国際平和協力特別委員会で行った南京事件に関する発言の根拠となった文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成3年11月26日に、宮沢喜一首相が衆議院国際平和協力特別委員会で行った南京事件に関する発言の根拠となった文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年7月25日付け情報公開第01371号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

平成3年11月26日の宮沢首相の答弁は、平成11年9月21日の野中官房長官や平成12年1月18日の沼田外務報道官の発言に引き継がれている。同様な発言は他にも政府と外務省の発言に多数あり、最近では平成26年2月26日の菅官房長官の発言もそうである。分かりやすく言えば南京で不法行為があったという発言である。

開示請求をした時、国会答弁の資料保存は10年間であるとの答えをもらい、その時、上記のような理由を述べて受け付けてもらった。

上記のように最近まで繰り返されている発言の根拠となる文書があるはずと考え、改めてその開示を求める次第である。

3 意見書

理由説明書によると、該当のファイルはないということであるが、請求の際述べたように、平成26年2月26日の菅官房長官の発言も同じ内容である。それら発言のもととなるファイルはあるはずと考えざるを得ず、改めてファイルの提示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、審査請求人が平成28年6月21日付けで行った開示請求「平成3年11月26日、宮沢喜一首相が衆議院国際平和協力特別委員会で行った南京事件に関する発言の根拠となった文書」に対し、不存在を理由として不開示の決定を行った（平成28年7月25日付け情報公開第01371号）。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、平成3年11月26日に、宮沢喜一首相が衆議院国際平和協力特別委員会で行った南京事件に関する発言の根拠となった文書である。

3 原処分について

処分庁において関係するファイルを調べたところ、当該時期に作成された関係ファイルは、多くが保存期限の満了により廃棄されていたところ、引き続き処分庁にて保管されている関係ファイル内を全て探索したが、該当する文書の存在を確認することはできなかつたため、不開示（不存在）の決定を行った。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、「平成3年11月26日の宮沢首相の答弁は、平成11年9月21日の野中官房長官や平成12年1月18日の沼田外務報道官の発言に引き継がれています。」、「同様な発言はほかにも政府と外務省の発言に多数あり、最近では平成26年2月26日の菅官房長官の発言もそうです。」等指摘した上、「最近まで繰り返されている発言の根拠となる文書があるはずである」旨主張する。

しかしながら、上記3にて述べたとおり、処分庁にて適正かつ必要な探索を実施したにもかかわらず、対象となる文書の存在が確認できなかったものであり、原処分は妥当なものである。

5 結論

上記の論拠に基づき、処分庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成28年10月26日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月2日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 平成29年2月2日 | 審議 |
| ⑤ | 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成3年11月26日に、宮澤喜一首相が衆議院国際平和協力特別委員会で行った南京事件に関する発言の根拠となった文書である。諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求は、平成3年11月26日に、宮澤喜一首相が衆議院国際平和協力特別委員会で行った南京事件に関する発言（以下「本件発言」という。）の根拠となった文書を求めるものであるが、国会における質疑において政府側の関係者は、あらかじめ用意された国会答弁資料を基に発言を行うことが多く、それ以外に本件発言の根拠となる文書があるとは想定し難いことから、当時作成された国会答弁資料がないか、中国・モンゴル第一課の事務室内、書庫等の探索を実施したが、その存在は確認できなかった。

イ 本件発言が行われた平成3年当時は、「外務省主管文書、記録文書管理規程」に基づき、省内共通の「文書保存廃棄類別基準」又は課室ごとに定める「課（室）別ファイル件名設定基準」によって行政文書の保存期間が定められることになっていた。平成3年当時に適用されていた「外務省主管文書、記録文書管理規程」及び「文書保存廃棄類別基準」を確認したところ、「文書保存廃棄類別基準」では「国会答弁資料」としての保存期間は、明示的には定められていなかった。また、平成3年当時の中国課（当時）の「課（室）別ファイル件名設定基準」も現在では確認できなかった。

ウ なお、現在は、国会答弁資料は、外務省行政文書管理規則（平成23年4月1日。外務省訓令第3号）に基づき、その保存期間は10年と定められている。

(2) 当審査会事務局職員をして、インターネット上に公開されている「電子政府の総合窓口（e-Gov（イーガブ））」における行政文書ファイル管理簿を検索し、中国課で作成された国会に関連する行政文書ファイルを検索させたところ、第147回国会（平成14年）当時のものが最も古いものであると認められ、現在では国会答弁資料の保存期間は10年とされていることも踏まえると、本件対象文書の存在を確認することができなかった旨の諮問庁の上記説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久